日本ＭＡ－Ｔ工業会認証 制度要綱　別表１.
『ＭＡ－Ｔ ＪＡＰＡＮ認証制度　ＭＡ－Ｔ認証・登録に向けた審査の流れ』

一般社団法人日本ＭＡ－Ｔ工業会

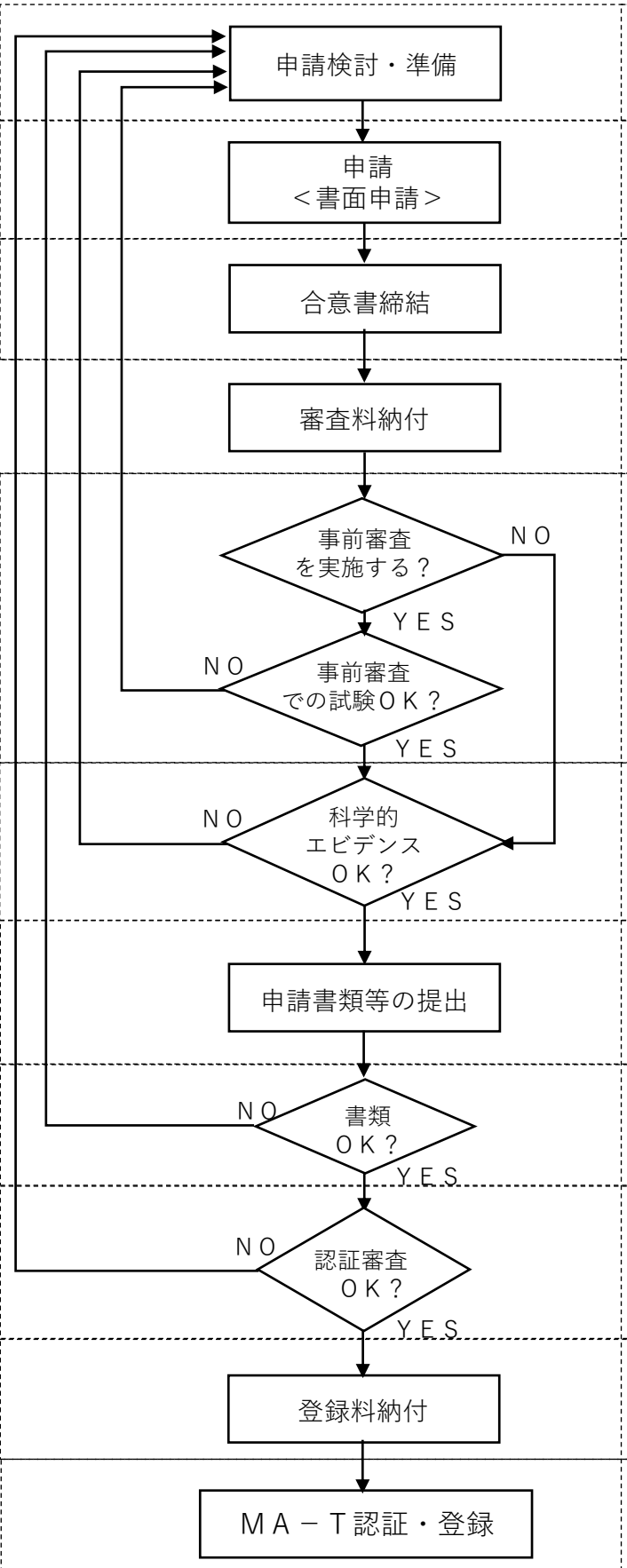

申請準備	申請書類として、制度要綱第３条「申請者の要件及びＭＡ－Ｔ認証・登録の基準」への適合を示す書類を準備する。
申請	日本ＭＡ－Ｔ工業会認証申請書（新規）の提出による申請。
締結	ＭＡ－Ｔ ＪＡＰＡＮ認証に関する事前の合意書の締結。
納付	ＭＡ－Ｔ認証事務局からの請求に基づく審査料の納付（銀行振込）。
事前審査	申請商品の試作品を用いた事前審査を受けるか否かを選択する。 事前審査を選択した場合、事前審査の試験項目（品質）について第三者機関による試験を受け、試験結果を取得する。
科学実証	申請商品を用いた第三者機関の調査・研究・分析による科学的エビデンスの取得。事前審査実施の場合には、科学的エビデンスとして試験結果を使用。
提出	審査資料となる上記の申請に必要な書類及び科学的エビデンスに相当する文書やデータの提出。 ⇒科学的エビデンス等の開示
書類確認	事務局確認 申請に必要な書類や科学的エビデンス等が揃っているか否かの確認。
認証審査	○申請者の要件を満たすことを確認。 ○申請商品に係る認証・登録基準への適合を審査。 ⇒科学的エビデンス等の検討・審査
納付	ＭＡ－Ｔ認証事務局からの請求に基づく登録料の納付（銀行振込）。
登録	登録料の納付を確認後、登録。